

平成21年10月からの改正事項について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

平成21年10月から、健康保険の「出産育児一時金」と、「兵庫県最低賃金」がそれぞれ改正されます。

① 出産育児一時金の改正について

社会保険の健康保険や国民健康保険などの医療保険制度における「出産育児一時金」については現在、原則38万円※が支給されていますが、平成21年10月以降に出産する場合は4万円引き上げ、42万円が支給されます。

※「産科医療補償制度」に加入している病院などで分娩した場合の金額となります。それ以外の場合は35万円から4万円引き上げた、39万円が支給される事になります。

- 産科医療補償制度とは、分娩を取扱う病院、診療所や助産所(分娩機関)が加入する制度で、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、出生児が重度脳性マヒとなった場合に補償を受ける事ができる制度です。H21.8.11時点で全ての分娩機関のうち99.5%がこの制度に加入しています。

また、一時金の受給方法についても改正があり、これまでの出産育児一時金は、出産費用を病院などに一度支払った後、本人が申請した上で一時金を受給していました。

そこで、実際に費用の支払いをせずに済むように、平成21年10月からは出産費用に一時金を直接充てる事ができるよう、原則として病院が直接一時金を受給する仕組みに改められます。これら一連の手続きについても、本人が病院に申し出る事によって病院が代わりに行ってくれます。

※直接病院などに一時金が支払われる事を望まない場合は、これまで通り、出産後に本人が手続をして受給する事もできます。(その場合は一旦病院の窓口で出産費用を支払う事になります。)
※出産費用が一時金の支給額以内であった場合は、その差額を請求して受給する事ができます。

この改正は、平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置として実施されます

② 兵庫県最低賃金の改正について

兵庫県最低賃金が、平成21年10月8日から時間額「721円」に改正されます。

(これまでは時間額「712円」でした。) 詳細は兵庫労働局ホームページでご覧頂けます。